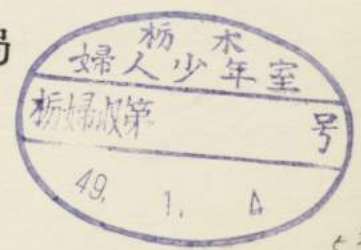


新刊

婦人問題シンポジウム報告

昭和48年12月

労働省婦人少年局



5部

婦人問題シンポジウム報告

I	婦人問題シンポジウムについて	1
	参考：婦人問題シンポジウム開催要綱	2
II	婦人に関する諸問題の総合調査について	3
	1. 総合調査実施の経緯および実施状況	3
	2. 部会別の実施状況	3
III	婦人問題中央シンポジウムの概要	7
	1. 期 日	
	2. 場 所	
	3. テーマ	
	4. 参加者	
	5. 問題提起の内容	
	6. 討議内容	
IV	婦人問題地方シンポジウム	20
	1. 群馬シンポジウム	20
	(1) 期日 (2) 場所 (3) テーマ (4) 参加者	
	(5) 問題提起の内容 (6) 討議内容	
	2. 愛知シンポジウム	33
	(1) 期日 (2) 場所 (3) テーマ (4) 参加者	
	(5) 問題提起の内容 (6) 討議内容	

I 婦人問題シンポジウムについて

労働省婦人少年局では、昭和47、48両年度にわたって総理府に協力して「婦人に関する諸問題の総合調査」を実施しているが、その一環として「婦人問題シンポジウム」を開催した。

シンポジウムは、「総合調査」を行なっている「婦人に関する諸問題調査会議」の委員、専門委員と学識経験者との討議によって、「総合調査」の現在までの各種調査によっては握された問題について、その内容を深めるとともに、あわせて婦人および社会一般の認識を深め、婦人自身の意識の向上を促すことを目的としたものである。シンポジウムは、全体のテーマを「現代日本女性の意識と行動」として、昭和48年9月、10月に中央および地方で計3回開催した。

まず、9月4日、群馬県前橋市で結婚・家族・家庭の問題を中心に「群馬シンポジウム」を、次いで9月25日、愛知県名古屋市で職業・市民活動・レジャーの問題を中心に「愛知シンポジウム」を、それぞれ「地方シンポジウム」として開催し、10月25日東京で婦人の地位の問題をめぐって「中央シンポジウム」を開催した。

いずれも、「調査会議」の委員および専門委員が「総合調査」の実施について報告および問題提起を行なった後、討議参加者が問題提起に応じて、福武直「調査会議」企画小委員長の司会で研究討議を行ない、会場の参集者との意見交換もあわせて行なった。

参考：婦人問題シンポジウム開催要綱

1. 目 的

「婦人に関する諸問題総合調査」の一環として、各種の調査活動により把握された問題について、さらに内容を深めるために、広く各層の参加により研究討議を行ない、あわせて婦人問題に対する婦人および社会一般の認識を深めるとともに、婦人自身の意識の向上を促すものとする。

2. 主 催 労働省婦人少年局

3. 期日および開催地

- 中央 昭和48年10月25日 東京（サンプラザ国際会議室）
- 地方 昭和48年 9月 4日 前橋市
昭和48年 9月25日 名古屋市

4. 参 加 者

- 問題提起者 「婦人に関する諸問題調査会議」委員および専門委員
- 討論参加者 学識経験者（労使団体、婦人団体の代表を含む）
- 傍 聴 者 一般市民

5. テーマ

現代日本女性の意識と行動

6. 内 容

- 総合調査の実施について報告
- 問題提起
- 討 議
- 総 括

Ⅱ 婦人に関する諸問題の総合調査の実施について

1. 「総合調査」実施の経緯および実施状況

福武 直「婦人に関する諸問題調査会議」企画小委員長

「婦人に関する諸問題の総合調査」は、衆・参両議院の婦人議員、その他婦人有識者からの要望にもとづいて実施することとなったものである。

その契機は、わが国の婦人の地位は、戦前に比べて著しく向上しているが、最近の社会・経済の発展と変動により、婦人の地位にかかわりのある新しい問題が生じてきており、これに対応して、婦人の地位の現状、家庭・社会における婦人の生活状況等について今日の問題を明らかにする必要があるためである。

「総合調査」は、昭和47、48両年度にわたって実施することとなり、そのため総理府に38名の委員および専門委員からなる「婦人に関する諸問題調査会議」が設けられた。

47年度には、まず、総合調査の基本計画を策定して、「現代日本女性の意識と行動」をテーマに定め、「調査会議」を結婚、家族・家庭、職業、市民活動・レジャーの4部会に分けてそれぞれ部会長、委員、専門委員によって調査を開始した。調査は、47年度は大規模な意識調査、実態調査、意見聴取、意見公募、その他の方法により、一般的な状況の把握を行ない、48年度については、このうち特に問題のある事項についてさらに調査を行なった。

これからは、この調査の結果を総合的に分析して、報告書の作成を行なう予定である。

2. 部会別の実施状況

(1) 結婚部会

横田 整三 結婚部会長

現代日本女性の結婚イメージと結婚の実態について昨年総理府で実施し

た「婦人に関する意識調査」により大量観察をしたが、こうした精神的、心理的な問題は、結果を読みとることが困難であるため、次のような柱にもとづいて調査を行なった。

イ 結婚における基本的態度について……………日本における結婚の文化風土、女子学生とOLの人生設計と結婚観、産婦人科医からみた婚前の性の実情などについて聴取した。

ロ 配偶者選択のプロセスとメカニズムについて……………婚約者の心理的側面についての調査により深層にわたる検討をしたほか結婚相談所利用者にみる選択の傾向、村内婚の崩壊過程などの調査を行なった。

ハ 結婚における妻の立場について……………とくに都市団地の専業主婦から夫婦観、妻であることの満足と不安感をきいた。

ニ 離婚、再婚について……………精神科医より「家庭不和の深層心理」について聴取したほか、別居・出稼行方不明者の妻など潜在離婚の実情を把握した。

(2) 家族・家庭部会……………西 清子……………家族・家庭部会長

戦後日本の家庭は民主化し、女性の生活が変化した、ひとくちに家族・家庭といってもその態様は、きわめて多様であり、最近では出稼ぎ、海外出張などによる留守家庭もあらわれている。こうした多様性をふまえたうえで次のような柱をたて、女性の意識と行動、新しい問題などについて、調査、分析を行ってきた。

イ 家庭内の女性の問題……………夫婦の関係における役割意識、妻の情緒安定性および子供との関係におけるしつけ目標、女の子の育て方などについて、都市、農村出かせぎ地帯、漁村で調査を行なった。

家庭経済との関係における婦人の問題については、主として資料分析によった。さらに、今後、重要性をますますと思われる老後の問題については、独身中高年令婦人も含めて検討している。

ロ 社会的、制度的な側面からみた婦人の地位……………主婦の財産所有状況、

女性の相続の実状、税制上の妻の地位の各点について、調査、資料分析を行なった。

(3) 職業部会

影山裕子 職業部会長

婦人の地位についてこの20年間変ったものは何か、変らなかったものは何か、変っていないとすればその理由は何か、又、現在の中で未来の芽となるものは何かということについて調査してきた。

変ったものとしては、女性の雇用労働者とくに既婚者の増加、高校・大学への進学が高まったことなどがあげられるが、その反面、賃金・昇進などの格差は依然として残っている。また、女性の管理者は増えていないし、医師、裁判官、弁護士、会計士等の専門職もよこばいの状態であり、増えているのは、小中学校の教師位である。

このような現状を変えていく要因としては、第一に人手不足が考えられるが、女性が働く場合、安心して子供を生み育てる環境がないことが問題であり、これを家庭と保育施設と職場との三角の形で考えていかなければならない。

たとえば調査会議が企業の人事部長、労組の書記長に対して行なったアンケート調査の結果などからみても、育児休業の制度を個別企業の負担ですすめるのにまかせておくだけでは普及しないので失業保険のような育児保険制度をつくって企業をブールしていくことが考えられる。又、家庭に入った婦人の再就職には、企業も組合も賛成だが、単純な仕事しかない。

二番目の要因として労働組合に期待することが考えられるが、調査によると労組も女性の意欲と能力には期待していない。これに対して組合も女性の三役（執行委員長、副執行委員長、書記長）などを育てる努力をほとんどしていない。女性の努力が足りないのか、それとも男性の理解が足りないのか。

三番目の要因としてウーマンパワーがある。これも女性の意識が低いためか盛り上がりがなく、受け身である。外国では高等教育を受けた人が率

引力になるが、日本では大卒の方がむしろ結婚でやめてしまう。まだ日本では男は外で働き、女は内で働くという役割分業の思想が一般的に強く、家庭に専念する母親像が圧倒的である。労組、企業の調査でもそういう結果が出ている。

このように女性が働くことについては企業からも組合からも期待されていない。

(4) 市民活動・レジャー部会 江上フジ 市民活動・レジャー部会長

イ 市民活動については、意識調査の結果、女性の市民意識が低いという結果が出たが、とくに市民活動に参加する女性の側面からは、活動を通じての女性の地位や意識の変化、および、男性の果たした役わりを、また、活動に参加しない女性からは、その理由をきき、意識と行動の接点をさぐった。

ロ レジャーについては、主婦のレジャーのつかい方、とくに家事とレジャーがどの程度分かれているかに視点をしぼって、東京及び地方都市の団地で調査を行なった。また、日常生活を分析して、いかに余暇を生み出し、いかに使っているかを調査し、興味深い結果を得た。

Ⅲ 婦人問題 中央シンポジウムの概要

1. 期 日 昭和48年10月25日(木)午前10時～午後4時半
2. 場 所 東京サンプラザ国際会議室
3. テーマ 現代日本女性の意識と行動

— 婦人の地位の問題をめぐって —

4. 参加者

(1) 「婦人に関する諸問題の総合調査」についての報告者

「総合調査」実施の経緯および実施状況

…… 福武 直「婦人に関する諸問題調査会議」企画小委員長

「婦人に関する諸問題調査会議」結婚部会実施状況

…… 横田 整三「婦人に関する諸問題調査会議」結婚部会長

「婦人に関する諸問題調査会議」家族・家庭部会実施状況

…… 西 清子「婦人に関する諸問題調査会議」家族・家庭部会長

「婦人に関する諸問題調査会議」職業部会実施状況

…… 影山 裕子「婦人に関する諸問題調査会議」職業部会長

「婦人に関する諸問題調査会議」市民活動・レジャー部会実施状況

…… 江上 フジ「婦人に関する諸問題調査会議」

市民活動・レジャー部会長

(2) 問題提起者

望月 嵩 「婦人に関する諸問題調査会議」結婚部会専門委員

那須宗一 「 」 家族・家庭部会委員

中鉢正美 「 」 職業部会委員

千野陽一 「 」 市民活動・レジャー部会専門委員

原 芳男 「 」

(3) 討議参加者

評論家

大学婦人協会東京支部支部長

婦人国際平和自由連盟日本支部国際部委員長

日本婦人有権者同盟第一副会長

日本基督教婦人矯風会理事

日本キリスト教女子青年会副会長

日本看護協会会長

日本有職婦人クラブ全国連合会事務局長

日本女医会会長

主婦連合会事務局長

全国地域婦人団体連合会副会長

全国未亡人団体協議会事務局長

三枝 佐枝子

山本 和代

服部 美千代

松浦 三知子

大野 卓子

松岡 励子

小林 富美栄

安藤 はつえ

三神 美和

清水 鳩子

大友 よふ

鯉淵 鮎子

日本労働組合総評議会幹事

全日本労働総同盟

中立労働組合連絡会議

山本 まき子

塩本 順子

山鹿 ヒロ

全国中小企業団体中央会 労働部長

日本商工会議所 調査役

加藤 文郎

小山田 英一

5. 問題提起の内容

望月 嵩 結婚部会専門委員

調査の結果、女性の結婚志向はきわめて高い。

全体として、家主義の結婚から、個人主義の結婚へと変化しつつあり、選択の基準については、“性格”、“健康”“愛情”が中心となり、選択の範囲も、第1次領域（家族・親族の関係）から第2次領域（学校、職場関係）へと移行している。これらの変化は、とくに若い世代、都市、高学歴

の者に大きくあらわれている。

これらの点をふまえて

- (1) 本人の意思を尊重する結婚が行なわれるには、婚前の交際が不可欠であるにもかかわらず、現代日本の若い世代には、交際のルールが確立しておらず、このことが結婚の多様化を生み出している。交際について、女性はどうか考えているか。
- (2) 結婚相手を見つけるのは、“自分で”という者が多いが、決定、挙式・披露宴へと具体化するにつれて、自分の意思によるものが減少する。また、結婚に明確な目的意思がなく、多くは“結婚するのが当たり前”“結婚は女の幸福”といった理由で結婚する。また、農村には、他人の紹介による結婚がまだ多い。結婚における女性の主体性はあるか。

那須宗一 家族・家庭部会委員

47年度に総理府が行った「婦人に関する意識調査」の結果によると、“妻は家の中で、夫は外で”という伝統的な役割分業意識が圧倒的に強く、また夫の生きがいは“職業”であるのに対し、妻の場合は“子ども”という者が多い。

1. 日本では、家族とは夫婦と子どもが基礎と考えられており、夫婦中心のファミリー・カルチュアはない。夫婦だけの行動もほとんどない。

老年になると夫に経済力がなくなることあっても、子どもとくに、長男への依存が潜在的に高くなる傾向がある。

今後、核家族の進行と相まって、日本の夫婦観はどうなるか。

2. 母親は、子どもに対するしつけにおいて“他人にめいわくをかけない子”に育てたいという消極的目標をかかげる者が多いが、今後は、公共性あるいは国際性のある子どもを育てるためもっと子どもの自主性について考えるべきではないか。

3. 子育ては女の生きがいであるにもかかわらず、職業をもつことにくらべ

て社会的評価が低いのではないか。妻の相続分・遺族年金の額などを考える論拠として意見をききたい。

中鉢正美 職業部会委員

- (1) 現在の女性の能力開発は、どうしたらよいか。

女性の能力開発は、企業サイドの開発だけで人手不足に対応するだけのものである。国連の差別撤廃宣言の考え方と同様、人間の半分を占める女性がまだ開発されていないその能力を開発するという発想が必要ではないか。

- (2) 女性の消極的現状維持の態度はなぜか。

現在の仕事に満足していないがやめたくない。それは、現在の仕事を失うと再び同じ様な仕事を得るのが困難という現実があるからである。

専門職にすすんだ人は積極的姿勢がみられるが数としては増えていない。脱落者が多い。学歴は最近高くなつたが意識はそう変っていない。若い層に消極的な態度がみられるが30才位まで続けて勤めている人は、積極的に昇進・昇格等差別の問題を考えている。

女性が職業を続けるための社会的な条件が満たされなければならない。保育所、育児休職などの不備を訴える人が30才位の人に多い。

現在は、経済的な理由から働かざるをえない人が多く期待は、子供にかける人が多い。それは農村における調査にもあらわれている。

- (3) 以上のようなことは文化風土の特殊性としてだけ考えてよいのだろうか。

法制度としては、平等な機会が達成されても、社会的慣習などによつて、具体的な機会が閉されているという現実は高度に発展した産業国でも同様である。

急速に変化するなかでしばしばとり残される層にあらわれるこの問題についていろいろ教えていただきたい。

千野陽一 市民活動・レジャー部専門委員

市民活動には、行政施策の不備を補う奉仕、ボランティア活動と権利意識にもとづく住民運動、市民運動に分かれることを前提に次の点が問題となつている。

- 1 意識調査によると、女性は政治への関心は低い、投票の意欲は高く、新聞の政経欄は続かないが、自治体の機関紙や、地方記事はよく読む。活動に参加したい人は5人に1人いるが、積極的な人あるいは実際に参加したい人は少なく、それも、高学歴、若年、生活程度の高い人に集中している。女性の市民意識は定着しているといえるのだろうか。
- 2 活動に参加する中で、女性自身も成長し、活動の中で占める地位も高まつて必ずしも男の手足となつていないわけでないと思うがどうか。
- 3 参加しない人たちの理由は何か。

原 芳男 市民活動・レジャー部会専門委員

労働時間の短縮、週休2日制の普及などに伴ない、余暇時代の到来といわれるが、NHKの生活時間調査によると昭和35年から45年にかけて、主婦の家事時間は減少しておらず、また47年に経済企画庁が国際比較のために行つた調査によると、日本の女性の日曜日の家事時間の減り方がとくに少ない。

そこで、とくに次の点に焦点をあてて調査してきたが、どう考えられるか。

- 1 主婦の自由時間は、男とちがつて複雑で、家事とレジャーが混在しているのではないか。
- 2 妻の自由時間の使われ方は、夫や子どもと結びついており妻個人の時間としてあらわれにくい。家庭内の婦人の地位とも関連してどのように使われているか。
- 3 自由時間をつかうには、機会、施設、習慣などが必要であるが、そうした条件はどうなつているか。

6 討議内容

イ 結婚観と配偶者選択の最近の傾向

(三枝佐枝子)

若い未婚女性に結婚へのあこがれが強く、このため職業に打ちこまず、家庭へのイメージも漠然としたまま、いいかげんな選択をしてしまう。本当のよい家庭とは何かに女性がと取り組む必要がある。

(松岡勲子)

若い女性が自ら相手を選んでも、次第に主体性が後退するのは、経済的独立がなく、男に依存せざるをえないためである。

(山本まき子)

某大工場の未婚女性の活動家約50名との話しあいでも $\frac{2}{3}$ は、永く働き続けるなどともないことで、早く結婚して家庭に入りたいとのことだつた。オートメ化した工場で反復作業を一生続けることへの疑問、機械にあわせた労働による職業病の多発など、諸条件との関連を見逃してはならない。

(参集者)

農村でも都市近郊では結婚前の交際が一般化し、自ら選択・決定する例が多くなっている。

(服部美千代)

保守的な結婚観が多いのには「女の幸福は結婚にあり」とするマスコミの影響が大きい。女の主体性を育てる教育が必要である。

(大友よふ)

婦人会館の結婚相談でみると、男も女も年令、学歴、容貌などについて理想ばかり高い。結婚とは何かを考えさせる婚前教育が必要である。(たとえばカナダでは、恋人同士、婚約者同士の講座を実施している。)

(塩本順子)

労組の若い女性はマスコミ、とくに女性週刊誌の結婚と性に強い関心をもっている。その影響と実態を検討する必要がある。

(塩本順子)

日本には家庭と企業以外の人間関係が少ない。主体的配偶者選択には、女がより広い世界を知る必要がある。労組としても婚前交際の場の提供と生活技術の認識を深めるため、「稽古ごと」を再検討している。

(服部美千代)

若い男女の交際の場がないので他人の世話になる。社会的施設が必要である。

(大野卓子)

男性の意識がきわめて低く、韓国での行状などが話題になつてゐることは残念である。

ロ 家庭生活における主婦の地位と役割

(三枝佐枝子)

最近、母性の喪失が世界共通の問題となつてゐるが、子を生むことについての意識変化と生んだ子の育て方との関連を示してほしい。

(山本和代)

女の主体性を後退させるムードの中で、“主婦”とか“妻”とか役わりを固定してしまうおそれのある言葉は不用意に使わず、綿密に意味を検討して使つてほしい。

(参集者)

調査の結果では「夫は外に妻は家庭に」という結果が出てゐるとしてもその奥にある意味をくみとつてほしい。みんな外に出たいと思つてゐる。そのためには24時間オープンの保育所がぜひ必要である。保育所の普及により、新しい地域意識が芽ばえ、母性喪失の歯どめになる。

(三枝佐枝子)

老後を子どもに期待する母親が多いとのことだが、この期待が満たされない場合の問題、とくに年金や老人ホームでは解決されない心の問題をどう解決するかを検討する必要がある。

(小林富美栄)

老人になつてからの病気は、老人自身も、またそのめんどろをみる女性も大変である。最近、老人の入院が多いが、入院するほどでもない者のために外国のナースィング・ホームのような中間施設が必要である。

(大友よふ)

埼玉で親孝行について調査したところによると、年齢が高くなるほど親のめんどろをみるという者が多くなっている。若いうちは自分自身の収入も少なく、親をみる自信がないからで、親孝行な気持はもっている。

(松浦三知子)

夫も子も、妻が家にいることを望み、妻の家庭外の活動を制限しているのだから、妻の寄与分はもつと認められるべきである。先日7婦人団体から法制審議会に対し、妻が $\frac{1}{2}$ 相続できるよう要望を出した。

(大友よふ)

夫の死後、妻は財産の $\frac{1}{2}$ を相続できるようにすべきである。

(参集者)

子育ての社会的評価を高めるのは賛成だが、これに金銭的評価を与え、相続や配偶者控除と結びつけるのは、女を家事に固定させるおそれがつてむしろ危険である。妻のとり分を主張するには、妻だからということとで充分である。

(参集者)

戦後、家族は変わつたとはいつても、長男の嫁は相変らず、夫婦、親子、老親、夫の兄弟といった親族関係の中に生きている。財産は分割することになつても、親は分割できないし、仏教の風習として先祖祭祀が

残っている以上、長男の妻の負担は相変らず多く報われない。子どもの数が少ない今日、夫妻両方の親をかかえる例も出てくるので問題である。

(塩本順子)

夫はいなくても家庭は家庭である。結婚していない女性、とくに戦争の影響を受けた40代の女性の問題を重視すべきである。

(鯉淵鮎子)

母子家庭の母親は、貧富を問わず同性の好奇心の対象となりちよつとしたことも非難されるので悩んでいる。

(清水鳩子)

以前は家庭管理とは限られた財布の中のやりくりのことだつたが、最近では範囲が拡大して、有害商品、ゴミの問題などともとりくまねばならない。物価問題一つにしても、家庭の中でとりあげ子どもには社会のしくみを知らせ、夫には企業の見方を教えるといった家族ぐるみの消費者運動をすすめることもできる。

(大友よふ)

子どもを育てあげたあとの貴重な時間をパートで働いたせつかくの収入で欠陥商品を買つては何にもならない。大企業のような消費組織をもたない中小企業の労働者家族のために消費者教育が必要である。

(塩本順子)

住宅のつくりが中に住む人の意識に与える影響は大きい。家庭問題として住宅問題を取りあげてほしい。

ハ 職業における婦人の地位

保育の問題

(小山田英一) (加藤文郎)

保育園は企業が企業内保育を福利厚生施設として行なっていることが

多い。本来は、国がするのが当然である。

(三神美和)

子育ての時期がちょうど勉強しなければならない大事な時なので、若い人を育てるために女子医大の同窓会で保育所をつくつたが公立の保育所がたくさん出来ることを望んでいる。また0才児から保育してほしい。

(山本まき子)

育児休業の有給化は、中小企業の多い現状では無理なので、育児休業の間の保障を強調してほしい。

(加藤文郎)

労働時間が長時間なので「働く婦人の家」をもつと増やして学童保育の機能もあわせて果たしてほしい。

(山本まき子)

婦人が働き続けるには、学童保育の制度化が必要である。

男女それぞれの意識

(三枝佐枝子)

企業では出産・育児という困難な時期を乗り越えてずっと勤めている女性に対しての待遇が悪いのではないか。それを優遇しないために次に続く若い女性たちの意識が高まらないのではないか。

(小山田英一)

職業意識の低い女の人がまだたくさんいる。そのあらわれがパートタイマーである。女性の職業意識を高める必要がある。

(山鹿ヒロ)

女性の意識の低いのは事実だがむしろ男性の意識に問題がある。

パートタイマーをする背景に、家事を中心にして、余つた時間があれば外に出て仕事をすればよいという夫の考え方もある。

(松岡励子)

小・中学校の教師に女性が増えているが、PTAの母親が女の教師より男の教師の方がよいと思うのは問題である。

その他

(安藤はつえ)

職場における男女の差別の問題を処理する男女差別苦情処理機関を行政のサイドで検討してほしい。

(鯉渕鉾子)

中高年の再就職先は、低賃金で社会保険もない中小企業がほとんどなので、もつと安定した職業につけるようにしてほしい。たとえば年金がつく老人ヘルパー等はふさわしい職業と思われるので、その採用年齢を高めてほしい。又、母子家庭となつた母親教師は退職を勧告される。この問題についても総合調査のなかで調査してほしい。

(加藤文郎)

農村の家内工業は、農業よりも楽ということで最近増えているが安全衛生の環境が悪く長時間労働なのでそういう主婦の問題もとりあげて考えてほしい。

(山本まき子)

医療・福祉関係に働く婦人が足りない。それは看護婦の労働評価があまりにも低すぎるからである。

(小林富美栄)

看護婦の免許を持つていながら遊んでいる看護婦の有効活用がされていないのは、経営者が男性優位にして女性の働く条件整備を行なっていないので再就職するのがむずかしいからである。

(塩本順子)

中卒の工場労働者たちは、交替制勤務、夜学、寮生活という多忙でしかし単調な生活をしており、人格形成上影響が心配される。

ニ 女性の社会参加と家庭生活

(服部美千代)

活動の意思のある人を社会参加に結びつける具体的な方法が欠けている。

(参集者)

活動したくても、方法がわからない人のために、団体の方も効果的に力をひき出す努力をしてほしい。

余暇活用の例についての提案

(三神美和)

ナースینگ・ホームなどへの協力

(大友よふ)

点訳泰仕

(鯉渕敏子)

老人、身障者におしめを贈る

(大友よふ)

特別養護老人ホームの老人の話し相手

(安藤はつえ)

主婦の会員組織による労力銀行——乳幼児のない母が乳幼児のある母の手伝いをし、点数制により労力を提供しよう。

(山本まき子)

主婦の多い会合は、4時ころになると、とくに用事がない人まで落ちつかなくなる。自由時間といつても、実際に自由に使える時間にはなっていない。

(参集者)

ボランティアを受入れる側、とくに公的機関から派遣された職員の意識の低さ、なわばり意識が、せつかくの芽をつみとる場合がある。

(参集者)

主婦の余暇をボランティアにという考え方には反対である。福祉は、それを本当に必要とする人が要求するのが望ましい。

(松岡励子)

現代の物価高の世の中では全くの無報酬の奉仕は成り立たないので
会員の居住する地域での運動に切りかえている。

(清水鳩子)

主婦会館をボランティア活動の場、あるいはそのための教育の場と
しての機能をもたせることを考えている。

Ⅳ 婦人問題地方シンポジウムの概要

1. 群馬シンポジウム

(1) 期 日 昭和48年9月4日(火) 午後1時～5時半

(2) 場 所 群馬県前橋市群馬銀行本店会議室

(3) テーマ 現代日本女性の意識と行動

— 結婚・家族・家庭の問題をめぐって —

(4) 参加者

イ、「婦人に関する諸問題の総合調査」についての報告者

「総合調査」 実施の経緯および実施状況

…… 福武 直 「婦人に関する諸問題調査会議」

企画小委員長

「婦人に関する諸問題調査会議」

結婚部会の実施状況

…… 横田 肇三 「婦人に関する諸問題調査会議」

結婚部会長

「婦人に関する諸問題調査会議」

家族・家庭部会の実施状況

…… 西 清子 「婦人に関する諸問題調査会議」

家族・家庭部会長

ロ、問題提起者

望月 嵩 「調査会議」 結婚部会専門委員

人見康子 " "

湯沢雅彦 " 家族・家庭部会専門委員

ハ、討議参加者

(50音順)

飯塚郁子	群馬大学教育学部学生
五十嵐とり	人権擁護委員
井田安雄	太田市立商業高校教諭
江口英子	群馬大学教育学部学生
菊池ひで	前橋家庭裁判所富岡支部調停員
岸園子	消費生活相談員
小菅美枝	群馬婦人少年室協助員
後藤敬子	中之条保健所長
土屋園子	婦人問題相談員
土屋政江	主婦
永杉喜輔	群馬大学教授
萩原進	前橋市立図書館長
萩原孝江	前橋赤十字病院 メデイカルケースワーカー
吉田文子	群馬県地域婦人団体連合会会長

(5) 問題提起の内容

望月 嵩 結婚部会専門委員

結婚部会が出された諸問題のうち2点についてききたい。

1. 戦後、日本における結婚の意味が変化し、少くとも理念的には男女平等、個人主義に重点がおかれるようになったが、実際にはどうか。

また個人主義の進行により、脱結婚、性の自由化、同棲時代など結婚のイメージが多様化している中で、日本人は今後どのような結婚を考えようとしているのか。

2. 結婚観の変化にもとづき①相手を選ぶ基準も性格、健康、愛情などが、主たる要素となってきたが、その内容はどのようなものか。②選択の範囲も農村では第1次領域（家族、親族関係）が多く、都市では第2次領域（学校、職場関係）が多いが、農村でも若い層に第2次領域が多くなっており、全体として第2次領域への移行がみられる。アメリカ等では第3次領域（その他の関係）からの選択がふえつつあるというが、日本では今後どのような方向にゆくと思われるか。③結婚前の交際は昔より大巾に多くなってきたが、男女交際のルールがこれに伴ってできてきていないため混乱がみられる。特に農村での婚前の男女交際のあり方はどうか。

人見康子 結婚部会専門委員

世界的には、第1次大戦後、ドイツのワイマール憲法で、はじめて男女同権が明記されたが、これは単に理念としてかけられたにすぎなかった。第2次大戦を経て、女性の社会での活躍がさらにさかんになるとどの国もこれを無視できなくなり、とくに男女間に不平等の大きかった妻の地位について変化がみられた。日本でも、まず、憲法で、夫権を制限して平等に近づけ、少くとも法律上では差別することはできなくなり、また、家庭生活は夫婦が協力して運営にあたることとなって、これが民法の上にも反映された。すなわち、夫権の廃止、親権の共同行使などである。

家族の解体の場合にも、例えば夫が死亡した場合、妻が夫と共に築いたものとして妻の財産権が認められ、これを前提として妻の相続権が認められるようになった。また離婚はこれまでは棄妻という観念しかなかったが、妻の意思を無視できなくなるとともに、妻が婚姻期間中に払った努力に対して財産分与請求権が認められるようになった。

しかし、民法は、あるべき姿を示したものであって、事実を強制的に動かすことはできず、法の趣旨実現のためには、個人の自発的な意思が

必要である。

この点について、この地方での意識と実情はどうか。

湯沢雅彦 家族・家庭部会専門委員

次の4点について群馬県の実情をききたい。

1. 近ごろ、同棲時代などといわれているが、社会的拘束力が良くも悪くも残っているとみられる農村では、そのようなことは成り立たないのではないと思われる。特に農村部における家族や親せきの個人に対する束縛の強さは、どのようなものか。結婚だけについてか、それとも、就職、進学等全般にわたっているか。
2. 県下の離婚は、全国の沖縄を除く46都道府県中、35位と低い（たゞし近県よりは高い）。夫婦仲は悪くはないかも知れないが、妻の地位が低いのではないかというイメージがある。家裁の調停委員の話では、この県の調停利用は少なく、また、調停に出しても他県にくらべて少い調停回数で終了し、あまり粘らないのが特徴であるという。また、慰謝料も少ない。調停の席で、自分の意見を述べることはせず、カウンセラーをおいても利用されない。このようなことから考え当県には近代的民法の適用になじまないものがあると思うがどうか。
3. 先日、山梨の農村で聞いた話によると、もう子どもたちは頼りにならないので、子どものために財産を全部はき出すのはやめて、3割は自分たちのためにとっておくことを約束したという。老親と壮年の子ども夫婦はべったり同居をせず準同居など距離をおく方が望ましいと思われるが、この県の中年の人の意識はどうか。
4. 夫が死んだ時、妻は $\frac{1}{3}$ 相続することになっているが、多くの農村では妻が完全に放棄し、長男に頼りきった生活をしている。この地方での実情はどうか。

農村、山間部にとり残された老人（特に婦人）は、どのような生活をしているか。

(6) 討議内容

イ、県内の女性の地位

(萩原 進)

群馬の女性はかかあ天下といわれるが、それを発生史論的にみると江戸時代に十返舎一九の書に、上州の女は気が強いと述べられており、明治に入ってから、日々新聞の探訪記、徳富蘇峯の講演で、女性が強いことが述べられている。徳富蘇峯は「群馬の女性は働いて経済的余裕をもっているので、かかあ天下が成り立っている」といったが、これは今日もよく引用されている。養蚕、製糸、織物が県の産業の中心で、女性の果した役わりは大きい。

しかし一般に「かかあ天下」というのは、江戸時代の旅行者がローカルカラーをあらわすために使った趣味的なものであろう。

また、県民性として、男女をとわず、理論的なことをきらい感情的、ムード的でねばりがない。このような働きもので情にもろい県民性が他県の者にはそのように見えたとあろう。女のばくちがあつて博徒のあねごの制度があつたことも寄与していると思われる。

(永杉喜輔)

一般に「かかあ天下」といわれるほどのことはない。

昔は、男が子どもを背負って歩いたり、買物をする姿がよく見られたが、近ごろは見られなくなった。

女がよく働くので強いといった伝統があるが、男もまけてはいない。亭主関白でかつかかあ天下である。

(吉田文子)

群馬の女性は感情に強く、勘定に弱くて損をしているようだ。

「かかあ天下」といわれるが、会議等でも発言しないし、結婚問題、家庭問題といってもムードで理解しているだけで、理論をもっていない。その上、忍耐力が強く、調停が簡単にすんだり慰謝料の

金額が低いというのも忍耐の限界までがまんするためであると思う。

(後藤敬子)

吾妻郡中之条では、女は非常に働き者で、長期出かせぎはみられないが、農閑期には、近くの温泉にパートで働きにゆく。

主婦の過重労働が健康にも影響し、貧血、農婦症が多く、老化現象が早い。妊娠中毒症、周産期死亡も多い。家族の協力が少ないことや、食事に関する迷信なども要因と思われる。

(井田安雄)

最近、共同稚蚕飼育場ができ、女性が当番で仕事を分担するようになった。こうした話しあいの場から新しいものが生れてくることが期待される。

(五十嵐とり)

人権擁護委員として扱うケースの中にも法に対する無関心、法になじまない県民性を感じる。

例、夫が交通事故で急死し、多額の保険金を妻が受けとることとなり、妻は、美容学校に通い将来は開業して子ども1人を育ててゆくという設計をたてていたが、夫の親が、「法律はどうなっている、あの子は自分の子だ」といって保障金を渡そうとしない。

(参集者)

男女同権になったことは喜ばしいが、すべて平等にして、男と肩をならべようという意識が強いのはよくない。男女それぞれに特性をいかしてゆくのが望ましい。

ロ、結婚の実情と社会・家庭の干渉、拘束

(井田安雄)

県内には地域によって若干ちがうが、一定の嫁とり、婿とりの基準がある。

「嫁は床の間からもらわず台所からもらえ」(勢多郡)「女と仏はコゲから出る」(甘楽郡)、「婿は座敷から、嫁は台所からもらえ」(太田市)といった言葉は、嫁は財産の低いところからもらった方がよく働く、逆に婿は、とかくばかにされるので、財産が上の家からもらった方がおさえがきくという意味である。戦前から嫁を選ぶ場合、①家柄、系図、②財産のつりあい ③その他の条件(方角や相性等)に重点がおかれた。従ってこの点を慎重に吟味して見合いまでゆけば、話がこわれることはなかった。今は当人同士といわれるがそれは建前であって本音では、旧来の条件にこだわるものがあるようである。

昭和43年に人権擁護局の依頼により足入れ婚についての資料を収集したところによると、当初の予想に反して、試験結婚的な性格より人手を融通しあう便利的な性格のものが多く、人権の侵害はほとんどない。地域によっては、戦後の方が多くなっているところもある。しかしある財産家の家で、3年続けて農繁期に、3人異なる“出よめ”(足入れの一種)をとった、など問題のあるケースもある。

吾妻郡の西の方には、嫁に来て数年間、里帰りの時にみやげの他に祝い金(1,000円程度)をもってゆくとか、嫁の5年貢といって年5回里帰りする、とか、あるいは実家は嫁の一生の着物を負担するなど実家と嫁との関係が断ち切れない風習がある。

(小菅美枝)

東京から、結婚して群馬に来て驚いたのは地域に“たかさごや”という人がおり、地域の家柄等を心得ていて媒酌をする、という風習である。

(永杉喜輔)

最近の若い人たちは、結婚するのは自分たちだから、かまってい

しくないという雰囲気が強くなっているが、群馬の女性はムードに弱く、口では新しいことを言っても周囲の干渉に引きずられる傾向がある。学生を送り出していて残念である。

(後藤敬子)

結婚における他県との交流がさかんになり、血族結婚もPRの徹底により減少している。子どもの数も2、3人に減っており、都市より農村に減少が著しい。

(土屋園子)

前橋近郊農家の嫁10人と話し合う機会があったが、そのうち8人は見合結婚であるが年令の若い2人は恋愛結婚であり、農村における結婚の変化を感じた。

(萩原孝江)

同じ職場にいる看護婦たちの話では、農村では、親しいや周囲の干渉が多く、ある農家の長男に嫁いだ看護婦の場合、4世代で暮らしていて、朝は、夫の祖母、夫の母の順に起きそれぞれの家事を行ない、彼女は、夜おそくまで勉強するので遅く起床するのが日課となっていたが、これを近所の人々が気にして、忠告してきた。しかしこの場合は、家族内の話しあいで実行していることなので、だれも気にしなかったという。農村でも働く女性の場合、変化があらわれている。

(参集者)

先日、女子青年団の農村の家事手伝いの若い人の集まりで、結婚について話しあった。それによると理想をいだいていても、自分自身の中に家や環境に左右されるものがあるのではないかということ、及び適令期の男の中に古い意識が残っているので、とても暗い気持ちになるということが強調された。これらは当県の高校の男女別学に問題がある。女が勉強しても、それを生かす場がなく、男も協力し

ない。

(参集者)

結婚について、いかに女が自覚をもっても、男の意識が変わらないのでむずかしい。つきあいの浅いうちは理解があるが親しくなると封建性をあらわし、暗示にかけようとする。一見新しいことをいう人ほど古い。

また、会社でも女が27才くらいになると無言で追い出しにかかる。

(飯塚郁子)

同棲時代といわれるがそれは、東京などの大都市で、親もとを離れた人の話で自分に関する限りありえない。親許にいと、親の干渉があり、それに大きく左右されるのが実情である。

(江口英子)

家族と離れて暮らすようになって、自分の結婚についての考えも変わってきた。相手を選ぶ範囲はこれから職につくという過程の中で、第2次領域から選ぶことになると思う。

(菊池ひで)

ある企業内学園で相談員をしていて見聞するところによると、若い人の結婚年齢が低下していて、中には大人からみると火遊びのような10代の結婚もある。これは、ほとんどが恋愛結婚であり、恋愛結婚は離婚が多いので心配である。同棲の話もよくきく。

(岸 園子)

自分の知る限り、同棲の話はきいたことがない。これまで数十組の仲人をしたが、若い人は建前と本音がちがっており、いい家のお嬢さん、自分の娘時代とほとんど変わりなく、家族や両親のことを考えて行動するものである。

(萩原孝江)

ソーシャルワーカー同士で同棲についてよく話しあうが、子どもの問題さえ社会的に解決されるならば、必ずしも、不健全とはいえないと思う。しかし、自分自身のこととしては考えられない。

ハ、二世帯同居と老人問題

(後藤敬子)

吾妻郡中之条地区では昔ながらの家族制度が多く、長男が家を継いで両親と同居し、2・3男は家を出るのがふつうである。しかし最近では嫁ききんのため、別居を条件に嫁をもらう例もふえている。

農家の娘は農家に嫁にゆくのをきらう。

(岸 園子)

農村では、2・3男が家を出ても、お盆などには長男の家にそろって集まり、長男のよめは接待で大変である。その上、帰りには、畑から我が物顔に作物をもって帰る。姑も兄弟たちも、長男夫婦は将来財産を全部もらうのだから、このような負担は当然であるという意識である。

(土屋園子)

仕事をもっている女性の場合、姑の役わりを無視できず、例えば昼間子どもを見てもらう等の事情がないと生活が成り立たない。同居といっても教育の主導権や夫婦の独立した生活は確保した同居が多いようだ。

(萩原孝江)

自分自身共働きで、夫の親、兄弟と同居しており、仕事を続けるためには、このようなべったり同居が不可欠である。

(参集者)

北群馬郡榛東村では、高崎、前橋などの都会に近いめか、考え方も都会的になってきており、後継者問題でも、大規模経営の場合

には、子どもに、すきなよう経営をさせることができるため問題は少ないが、中小規模で親自身が農業継続に迷いがあるところでは悩みが大きいようである。

(参集者)

自分の家は、大農家(2町)で1人息子にあとをついでもらわないとどうにもならない。息子は今勤めに出ているが、農業には魅力を感じないらしく将来のみとおしは、きわめて不安である。今では農業は継いでくれなくてもよいから、少くとも老後をみてほしいと考えている。

(井田安雄)

一部に、農地の面積の5%をとしよりの食扶持として残しておく動きがある。としより自身が積極的に自分の生活を考えるという点に意義がある。

また、昔と今では嫁と姑の立場が逆転したという話をよくきく。

(後藤敬子)

保健所業務を通じてみても、嫁と姑のトラブルが多い。乳児検診は、嫁にとっての楽しみらしく100%以上の出席率であるが、逆に妊婦検診は姑への気がねから、出席は少なく、栄養不足などの影響がみられる。その反面、外部の目を強く意識し、他人がすれば無理をしても同じことをする。このため施設分娩が多い。

家庭内の経済についても、姑が元気なうちに財布をにぎっている。

現金への執着が強く60過ぎて年金が入ると財布を嫁に譲るようだ。

(土屋政江)

過疎の村の老人を訪ねて、老人、とくに女性が子守や家事の面で頼られすぎて疲れきっていることが印象的である。これが老人にとって生きがいである場合にはよいが、死ぬまで働かされている、という感がある。

(五十嵐とり)

人権擁護委員をしていて、老人、とくに女性の来訪が圧倒的に多い。

例1. 子どもが5人ある。これまで12年間共かせぎの次男のところに同居して家事をたすけてきたが、病気がちになると嫁が医療費は他の兄弟と共同で負担しようといいだした。他の兄弟は今迄、次男のところで使っていたのだからと反対する。みんな小・中学校卒で共稼ぎの中で、1人だけ高校を出してもらった者がいるので、そこに相談にゆくと、引きとれば離婚ものだといって拒否する。結局、だれもみる者がいないのでホームに入った。

例2. 嫁と同居していて食事の2膳目をよそってもらえないとか、最後まで家に残った3男が、何かあると家を出るとおどかすという話をよくきく。

例3. 長男夫婦と住んでいた老父が死亡し、遺産相続が開始したところ、長男の嫁が老母の分を自分たちの名義にしたい。もし、くれないなら次男のところに行ってもらいたいと相談にきた。いずれは、その財産も来るのだから老母を大事にするようにと説得したが、結局、長男夫婦のものになってしまい、アパートが建った。印鑑を管理されており、年金も直接もらえないという。

(小菅美枝)

老人の医療費が無料化して老人の通院がふえたことにより、待合室で、家庭のことを話すのが楽しみとなっているようだ。精神的にも良い効果があると思う。

(福武 直)

法律がなじまないといわれた群馬県でも新民法の影響があらわれ

て来ているようであるが古い感覚はそう直ちになくなるものではなく、変化の過程の中で新しい問題が出てくるものと思われる。

たとえば、今迄長男が扶養していた親をこれからは誰がみるかという問題については、法律を現実につつすための訓練がされていない。

姑と嫁の同居についても、相異なる意見が出されたが姑と嫁の立場では条件がちがうのだから矛盾するのは当然で、どちらが良いということは簡単にはいえない。しかし、原則として準同居の形が望ましいと考えている。

今後は老人の城をしっかりと築いた上で、二世代がうまくやってゆく方法を考えることが課題であると思う。

結婚については、恋愛結婚を不安視する意見も出たが、周囲の拘束が強いため、相手をよく理解するゆとりがなく、コソコソとつきあい、そのため間違いがおきることも考えられる。大らかな男女交際の上でよく見きわめて結婚できることが望ましい。男女別学であることも問題と思われる。

2. 愛知シンポジウム

(1) 期 日 昭和48年9月25日(火) 午後1時～4時半

(2) 場 所 受知県名古屋市名古屋市民会館会議室

(3) テー マ 現代日本女性の意識と行動

— 職業・市民活動・レジャーの問題をめぐって —

(4) 参加者

イ、「婦人に関する諸問題の総合調査」についての報告者

「総合調査」実施の経緯および実施状況

…… 福武 直 「婦人に関する諸問題調査会議」

企画小委員長

「婦人に関する諸問題調査会議」 職業部会実施状況

…… 影山裕子 「婦人に関する諸問題調査会議」

職業部会長

「婦人に関する諸問題調査会議」 市民活動・レジャー部会

実施状況

…… 江上フジ 「婦人に関する諸問題調査会議」

市民活動・レジャー部会長

ロ、問題提起者

中鉢正美 「婦人に関する諸問題調査会議」 職業部会委員

千野陽一 「 " 」 市民活動・レジャー部会専門委員

原 芳男 「 " 」 " 」

、ハ、討議参加者

(50音順)

足 木 圭 蔵	愛知工業大学助教授
石 樽 ふ じ	名古屋四つ葉会会長
大 木 繁 代	尾西市立高野島保育園主任保母
大 脇 雅 子	弁 護 士
兼 松 茂 雄	(株)山田ドビー常務取締役
神 田 明 美	東海銀行職員組合第1支部婦人部長
木 下 弓 子	愛知県勤労会館婦人労働室職員
小 山 千鶴子	愛知県人権擁護委員
沢 田 富之助	一宮勤労協会専務理事
館 林 涼 子	中部主婦の会会長
田 平 政 子	東海紡績(株)寮母
豊 島 半 七	豊島(株)社長
豊 田 寿 子	豊田家庭婦人ボランティア会長
中 尾 初 生	安城保健所長
長 屋 政 子	長屋印刷(株)副社長
兵 藤 ヤ エ	愛知県婦人団体連絡協議会会長
水 野 園 子	名古屋市婦人団体連絡協議会副会長
柳 田 はな子	東海市家庭相談員
渡 辺 清 子	愛知土曜会会員

(5) 問題提起

中鉢正美 職業部会委員

戦後、婦人が市民社会の一員として解放されて以来 $\frac{1}{4}$ 世紀たち、働く女性については一見非常に変化したと考えられるが、実はあんがい変わっていないのではないか。変わったところ、変わっていないところ、その理由、また今後どうなりそうなのか、などについて調べている。

そこで問題点を4つあげたい。

1. 男女の賃金格差の問題についてききたい。

朝鮮戦争以後開きつづけた国民の所得格差は1960年代に入って縮少しはじめたが、それとともに男女の賃金格差も非常に縮少するようになったので、最近では、形式的には男女同一労働同一賃金の原則が貫かれているように見えるが、実際にはどうか。

日本では、企業は年功型賃金体系をとっているところが多く、能力別賃金には形式的にはなっても実質的にはなりにくいのではないか。

2. 女性の能力開発について、現実はどうかききたい。

年功型賃金体系から能力に応じた給与体系に移るにあたっては、女性の能力開発が問題となる。

昭和37、8年頃から日本経済の規模が急速に拡大して、第二次、第三次産業に労働者が集中してきており、労働力不足が顕著になってきて、婦人労働の活用、能力開発が企業にとって重要な問題になってきた。

しかし、積極的に女性の能力開発を図っている企業は全体の約2割しかいないらしいが、そのような企業は、管理、運営の職域、あるいは技術専門職の職域で女性の能力開発に熱心である。

これに対して女性の側、とくに若い世代の女性の意識はどうか。家庭を犠牲にしてまでも自己の能力開発をやっていく気持があるのかどうか知りたい。

3. 家庭をもって働いている婦人の問題についてききたい。

女性が働くということについての家庭・職場・地域、それぞれの条件がまだ十分に整っていない。たとえば、家庭においては男女の役割分担の問題があり、職場では育児休業や病休の問題があり、地域では保育所の問題がある。

このように家庭と職業の問題については、とくに保育の条件に欠けるものがあり、女性の負担が重くなるので、保育所の設置（企業内保育所も含めて）、育児休業の普及を望む声が多い。家庭と職業という問題で現在最も必要とされているものは何か。

4. これらを総合して、視点を変えてみると、広く日本の文化的風土、しきたりなどに問題があるのではないか。たとえば大家族主義から最近では核家族化がすすんでいるが、なお、他方では親子・親族の扶養ということがなかなか抜けきらずに残っている。このようなことも問題なのではないか。

千野 陽一 市民活動・レジャー部会専門委員

次の3点について問題提起したい。

1. 婦人の市民意識は現在どうなっているか。

まず、市民活動とはいったい何なのかというと、自らの生活向上への願いを基盤とし、市民としての権利意識、市民としての義務感から、社会全体の暮らし向きの豊かさを、あわせて自らの生活の豊かさを追求していく活動を、とりあえず市民活動としてはどうかと考える。

市民活動には2つのパターンがあり、その1つはボランティア活動で、これには行政を補うものとしての意味があり、もう一つは住民運動が典型的なもので、これは権利意識が強く、行政の変革や最近では企業の施策の変更を要求するものである。

婦人の市民意識は消極的、保守的、あるいはきわめて未成熟で、例をあげると政治問題に日常的な関心をもっている婦人は2割以下であ

る。しかも若年層ほど無関心である。しかし、一概に消極的とはいっても、たとえば政治問題についていえば、選挙の時の投票率は男性より高く、投票の相手も自主的に決めており、また社会問題についての関心も、女性は新聞の政治、経済欄を読むことは少ない（4人に1人、男性は77%）が、身近な問題について、とくに地方の地域社会の問題については深い関心をもち、自治体発行の機関紙などは団地では98%、農村では94%の婦人が読んでいる。しかし地域づくりに積極的に参加している婦人は少なく、団地では5人に1人、農村では3割である。

このように婦人は市民活動への参加意欲は高いが、現実に参加している者は少ない。

総体的には、婦人の市民意識は消極的、ある意味では未成熟であるが、しかし成熟していく可能性は強いのではないか。

2. 婦人の市民活動はどのように拡がっているのか。

調査では、市民活動の経験者は13.5%で、学歴の比較的高いもの、生活程度の高いものに参加者が多くなっている。その活動の内訳はボランティア活動（社会奉仕、慈善）に $\frac{1}{2}$ 、政治活動とその他（消費運動、住民運動など）で残りの $\frac{1}{2}$ を分けあっている。

3. 市民活動の中で婦人はどのように成長してきているか。

事例調査では、市民活動に参加している婦人は、自らのもつ弱点（大局的な判断に欠け、理論に弱く、情報網が狭い等）と長所（ねばり強い、要求が具体的等）を自覚するようになる。

市民活動への参加によって、社会的視野が拡がるのがまず第1にあげられる。つまり直線的なものの考え方から総合的にものを考えるようになる。たとえば医療費の無料化の運動をやっている婦人たちはしだいに医療体制全体の問題を衡いていくようになる。

2番目に、成功した場合には、活動意欲が急速にふくれあがること

である。たとえば医療費の問題をとりあげた者が、次に乳幼児問題にとりかかるというように。

つぎに、科学と実生活の結合が大きく息づいていること、これは消費者運動の経験者にとくに顕著である。

4番目に、新たな連帯感が強まり深まることがある。たとえば日照権問題では、地域隣人とのコミュニティをとりもどすようになる。

以上、成長がみられる点をいくつかあげた。

原 芳男 市民活動・レジャー部会専門委員

週休2日制が広がっていくなかで、余暇問題が大きくいわれているが、余暇問題についてはデータが少ない。少ないデータをもとに次の3点を問題提起する。

1. 労働時間の短縮は自由時間に結びついているか。また週休2日制はたして余暇増大に結びついているか。

NHKの国民生活時間調査では、昭和35、40、45年を比べてみると、掃除機、洗たく機などの電化製品の出回りによっても家事時間は減少していない。この労働節約的な電気器具によって節約したはずの時間はどこへ行ったのか。

労働時間の短縮が自由時間の増大に結びつかないのは日本だけの例ではなく、ソ連でも労働時間の短縮は通勤時間、待ちあわせの時間などに消えたようである（1935年～1959年の資料による）。

2. なぜ家事時間は減らなかったのか。

労働時間の短縮、週休2日制の実現をみたときに、それをどのように自由時間として確保するか。また、確保を妨げている条件は何か。

いろいろな理由があるが、主婦の場合は家庭の中での婦人の地位が最も重要であると考える。家族（夫と子供）から解放されなければ自由時間はできないのではないか。男は外で働き、女は家事をするものという論理がまかりとおっているのが問題だと思う。

3. 自由時間をどう使うか。

婦人が自由時間を利用するための問題点は、まず第1に、自由時間がある場合、それを有効な余暇利用に使うチャンスが少ないことである。社会的連帯のなかで、また集団のなかで行なう余暇利用は重要であるが、現在の婦人がこれに近づきうるチャンスはどのような形で与えられているか。1人でいる時間の長い家庭の主婦が積極的に他人とともに余暇を利用するためのきっかけはどのように与えられているだろうか。

第2点は、余暇を有効に使うための施設が少ないことであり、第3点は、余暇を楽しむための教育、訓練がなされていないことである。つまり充実した余暇は、規則が複雑で、間接的な満足を得るものにかわっていくべきだと考えるからである。

(6) 討議内容

1. 働く女性の問題について

経営者の意識

(足木圭蔵)

職業と結婚の両立を成功させるには、その障害となっている経営者の認識を改めさせることが最も必要である。結婚・出産により退職せざるをえない例が多いので、育児休業制度の普及が望まれる。

勤労婦人を役付きにしている企業は少なく、また再雇用制度をとっている企業もほとんどない。この点を企業は考えてほしいと思う。

(大脇雅子)

30才定年事件裁判を扱っていて感じたことであるが、経営者側が女性の天職は育児と家事であり、また女性は単純、補助業務をすればよいと考えていることがネックとなっている。

(柳田はな子)

身近な例であるが、女性の昇進について非常に差があり、文句を

言うとアカだといわれ、また採用時に男性は試験で採用するが女性
は縁故だけで採用している。

(沢田富之助)

東京のある大企業の経営者に聞いたのだが、女性などは2、3年
いるだけだから、社会教育の必要もない、といっている。

(参集者)

定年延長といわれているが、女性にも平等に定年延長をすべきで
はないか。

能力開発

(足木圭蔵)

企業は積極的に勤労婦人の能力開発を行なうべきである。

(木下弓子)

私のいる愛知県勤労会館婦人労働室では、女子リーダー養成セミ
ナーを開設しているが、一般に企業は、中小企業だけでなく大企業
でも女子の職訓練は新入社員教育だけで、その後の教育訓練はほと
んど行なっていないため、セミナーはとても喜ばれている。

(神田明美)

私のいる会社では、能力開発のチャンスは男女平等に与えられて
いるが、利用者はほとんど男性のみである。女性もこのような機会
を積極的に活用すべきだと思う。

保 育

(水野園子)

私の娘が結婚して妊娠したとき、会社からやめてほしいといわれ
たが、がんばって働いていたところ、出産後保育の問題などで悩み、
ついにやめた。この経験から、十分な期間をとった育児休業が必要
であること、保育所の増設を切に望む。国や地方自治体は、地域の
保育所をせめて小学校単位で作ってほしい。また、地域の保育所に

限らず、とくに大企業が必らず企業内保育所を設置し、中小企業は共同でよいから保育所を作るよう努力してほしい。

(大脇雅子)

育児休業には賛成できない。職場・地域の保育所等により解決できる問題である。

(兵藤ヤエ)

女教師は男性と待遇は同じであるが、保育の問題が非常なネックとなっているので、保育所の増設を望む。

(館林凉子)

ニュージーランドでは働く婦人のための保育所は少ないが、それでも企業内保育は35%の普及率である。日本でも企業は保育所設置を考えてほしい。

男性の理解

(柳田はな子)

身近な例であるが、幼稚園の女の園長(中年)が市の若い男の係長にボロクソに言われている。また、市役所に看護婦、保健婦という特殊な機能をもった女性もいるが、その地位は、女性だからという理由で非常に低い。おとなしくしている女性側にも問題はあるが、それより、女性は劣ったものと考えている男性の側に理解がないことが大きな問題である。

(木下弓子)

経営者、家庭婦人、男女学生を対象に、女子労働に対してどのような意識をもっているかを調査したが、その結果をみると、とくに男の大学生の意識が古く、非常に保守的であって、女性は結婚したら家事と育児に専念すべきであるという意見が多かった。

(水野園子)

男に女の立場(女が職業をもつということ)を理解させる機会を

つくってほしい。

(長尾政子)

三児をかかえて中小企業の経営者として働いてきたが、若い男性から、家庭を守っていればいいではないかと説教されたことがある。このような経験から保守的な考え方はとくに若い男性に多いようである。

女性の意識

(木下弓子)

一般に女性は身勝手に、若い女性は職業についていても結婚のことしか考えず、また中年の主婦は子供中心で、たとえ再就職をしても午前10時～午後3時しか働きたくないと言い、ひんぱんに休むなど気ままな勤務をしている。

(兵藤ヤエ)

最近のパートの増加を見ていると、隣近所の者が働きに出るから私も、というように就職の動機の浅薄な者が多いので残念である。

(館林凉子)

婦人の自覚の低さは痛感するところで、職業に対して責任感が足りない。たとえば子供や夫が病気だから休む、というように勝手気ままに休みをとるので、中小企業の経営者としては非常に困るのである。また、能力がないのにあるように思いこんでいる者もいるので、これも困る。

行政に関する要望

(豊島半七)

一宮一帯は紡績、織物業が盛んで、未婚女子労働者が多いため、彼らをみていると、優秀な者が簡単に退職して失業保険の世話になっている。それぞれ事情はあるのだろうが、これら優秀な労働力をなんとかして再就職させられないものだろうか。そのために失業保

陰の運営の妙を図る必要があると考える。

(足木圭蔵)

国や地方自治体は、県庁所在地ばかりでなく、各地域で能力開発の講座を開いてほしい。

(参集者)

勤労婦人の家をよく利用してお茶を習っているが、働く婦人としての生きがいを見つけることができるという面と、若い人との意見交流の場であるという面で皆よく利用している。婦人の家を今後どんどん作ってほしい。

(兼松茂雄)

婦人労働を年令学の立場からとらえて行政を行ってほしい。

その他

(木下弓子)

学校教育で、職業指導が不足していることを痛感する。女子短大生は学科とは全く無関係に一般事務員として就職する。

(中尾初生)

社会保険などの基盤整備がしっかりなされてから、男女の差別撤廃なども言▼てほしい。

(足木圭蔵)

勤労婦人福祉法には結婚と職業の両立の基本的な考え方が盛り込まれており、我々はそれを強く推進すべきではないか。

ロ、市民活動

(大脇雅子)

現代の婦人が市民活動に参加する契機は、物価上昇による生活のひっ迫、環境破壊などそれぞれ厳しいものをもっているが、参加することによって急速に人間的な成長をとげるようである。

婦人の市民活動は、片手間で、暇なときにするという考えが本人

にもまわりにもあるが、正しいあり方は、自覚をもって生涯的な市民活動を求めることである。しかし現実には、婦人が生涯的に市民活動をするのを妨げているものは、働く婦人と同じ問題であるが、家庭が犠牲になるのではないかという不安感である。（とくに若い女性は結婚によって生活がガラリと変わる。）現実には、まだまだわが国は家父長的家族観が強く、家庭の中の民主化がなされていない。これも市民活動で婦人が中心となることを妨げている原因の一つである。

また、育児や家事との両立は、市民活動に参加する婦人にとっても大きな問題なので、保育所は、母親が市民活動を行なっている場合でも、臨時的に、かつ短期的に乳幼児を預かるように国がもっと努めるべきである。

国や地方自治体は女性を生涯的な市民活動のリーダーに養成するようなことはやらない。行政の人手不足を片手間に補ってもらおうという姿勢が問題である。

（渡辺清子）

市民としての意識が大事なのではないか。そのために、ベースとなるグループが必要だと思う。

私の所属している土曜会はボランティア活動をしているが、会員の1人1人は核分裂をするように地域社会へ戻って新しいコミュニティづくりをしている。このような意識をもつようになったのも土曜会に所属してからである。

（豊田寿子）

豊田市の婦人ボランティア活動は、豊田市の自動車工場に勤める勤労青少年の福祉についてやっているが、昭和41年に始まり現在400名の参加者がいる。このボランティア活動を育ててきた経験から感じたことをいくつか述べる。

このボランティア活動に参加している婦人たちは、家庭にある主婦だけでなく、農家の主婦や勤めている婦人もいるし、とくに忙しい者ほど熱心で、年代も20代から70代までさまざまであるが、活動に参加することによって、次第に人間的な成長がみられることである。それは、社会に関心を向ける度合が急に大きくなり、自己の向上意欲が盛んになって、実践をしながら勉強をするようになる。また、ボランティア活動に対して強い使命感をもつようになり、活動することが生きがいとなる。

このボランティア活動をすすめていった過程でうれしかったことは、周囲に理解者がふえていったことで、夫たちも始めは抵抗したが、だんだん理解してくれるようになり、積極的に協力してくれている。

また、ボランティア活動は、いったん組織ができて動きはじめる
と最初不可能に見えたことも可能になっていくようである。

(兵藤ヤエ)

浅薄な動機で子供をおいて働きに出る婦人たちが多いことが婦人の市民活動への参加を妨げている原因の1つともなっている。

(参集者)

組織連帯感をもち、地域を網羅した範囲の市民活動を行なうべきではないか。

3. レジャー

(足木圭蔵)

勤労婦人は家庭婦人としての余暇時間が増大することから、余暇の利用を上手にする必要があるのではないか。また、勤労婦人に限らず、我々は余暇の消費時代にあつて時間を上手に使う余暇にする必要があるのではないか。

(豊島半七)

働きながら定時制の高校や短大に通っている若い女子は、夏休みや他の休みにも授業をして、夜間へ通う期間を短かくしてほしいというが、これは本末転倒で、その休みの時間こそ学業以外のもので充実させるよう努めるべきではないか。

(田平政子)

120人位の15才～20才の寮生を預かっているが、定時制の高校や短大に行っている者もあり、何もしない者もいる。何もしない者は余暇をどうすごすかが課題となっている。企業側もこのような勤労青少年の意識向上に努めてほしい。

(水野園子)

職業をもっている者には単独レジャーはありえない。子供ぐるみのレジャーがほしいと思う。

(小山千鶴子)

女性も、レジャーの時間を、創造することに向けるよう考えてもいいのではないか。

(沢田富之助)

愛知県一宮地方は独身女性の職場が多いので、社会教育をしてほしいという希望も多いが、定時制で勉強したいという希望が最も多い。

(大木繁代)

勤労婦人の立場からの余暇利用の施設をつくってほしい。

GAa1/1

8-9-110



女性と仕事の未来館



01077744